

給付

1か月の売上が前年同月比で50%以上減少した	持続化給付金	給付額：法人200万円以内・個人事業者100万円以内 昨年1年間の売上からの減少分が上限	持続化給付金コールセンター ☎0120-279-292
1か月の売上が前年同月比で50%以上減少または、6～12月の売上高について、連続する3か月の合計で前年同期比30%以上減少した	千葉県中小企業再建支援金	賃借している事業所がない場合：最大20万円 1事業所を賃借している場合：最大30万円 複数事業所を賃借している場合：最大40万円	千葉県中小企業再建支援金相談センター ☎0570-04-4894
1か月の売上が前年同月比で20%以上50%未満減少した	家賃支援給付金	給付額：法人600万円以内・個人事業者300万円以内 申請日の直前1カ月以内に支払った賃料（月額）を基に算定した月額給付額の6倍を給付	家賃支援給付金コールセンター ☎0120-653-930
上記の比較ができない創業者	我孫子市創業支援補助金（特例）	貸料補助（補助率1/2）：月額5万円（上限） 期間：1年間	我孫子市企業立地推進課 ☎7185-2214
従業員を休業させた	雇用調整助成金（特例）	労働者の雇用の維持を図る場合に休業手当・賃金などの一部を助成 助成率は、企業の雇用条件で変動	千葉労働局職業対策課事業所給付係 ☎043-221-4393
休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を実績に応じて支給 R2.4.1～9.30に事業主の指示により休業した労働者で、その休業に対する賃金（休業手当）を受けられない方	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276
従業員が小学校などの休校で仕事を休んだ	小学校等休業対応助成金	助成額：労働者1人1日につき15,000円が上限 助成率：10/10	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎0120-60-3999
小学校などの休校で仕事を休んだ	小学校等休業対応支援金（フリーランス向け）	助成額：就業できなかった日1日につき 【令和2年2月27日から3月31日までの間】4,100円（定額） 【令和2年4月1日から9月30日までの間】7,500円（定額）	

受付終了しました。

観光課

貸付

融資を受けたい	政府系金融機関による融資	日本政策金融公庫： 新型コロナウイルス感染症特別貸付 日本政策金融公庫： 新型コロナウイルス対策マル経融資 商工組合中央金庫： 危機対応融資 いずれも特別利子補給制度との併用により実質無利子化	日本政策金融公庫（松戸支店） ☎047-367-1191 商工組合中央金庫相談窓口 ☎0120-542-711
	千葉県新型コロナウイルス感染症対応特別貸付	中小企業向け信用保証付き融資制度 【個人事業主】 売上高等前年同月比▲5%以上減少で保証料ゼロ+金利ゼロ 【小・中規模事業者】 売上高等前年同月比▲5%以上減少で保証料1/2 売上高等前年同月比▲15%以上減少で保証料ゼロ+金利ゼロ	千葉県経営支援課 ☎043-223-2707

相談

資金繰り全般に関する相談	中小企業金融相談窓口 ☎0570-783183
特別労働相談窓口	千葉労働局総合労働相談コーナー ☎043-221-2303